

動画による市政情報発信強化業務 仕様書

1 業務名

動画による市政情報発信強化業務

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

本市では、市政情報の発信や市のPR推進のため、動画による市政情報発信に取り組んでいるが、動画コンテンツの企画、配信などは、高い専門性が求められ、それに応じた技術も必要になる。

よって、本業務では「専門的な知識やスキル習得のための職員向け研修(市の動画配信に対する技術的助言等を含む)」及び「市政情報発信動画制作」の委託を行うことで、動画による市政情報発信力を強化することを目的とする。

4 業務内容

(1)研修業務

市職員に対し、動画コンテンツの企画、配信などにおける専門的な知識やスキル習得及び移住・定住や観光 PR につながる動画制作ノウハウを学ぶのための研修等を開催する。

開催回数:年 6 回(1 回 1 時間半程度)

開催場所:八代市役所本庁舎内会議室等

(状況に応じてオンラインミーティングも可)

参加者:秘書広報課・地域政策課・観光振興課職員(10 名以内)

<講座メニュー例>

- ・動画撮影方法について
- ・広報戦略の設計と効果を最大化する運用ノウハウ
- ・市公式 YouTube のディレクション など

(2) 動画制作業務

企画、動画構成、撮影、編集等、動画制作にかかる作業を行う。

- ・企画立案、編集の方針については、委託者と協議のうえ決定する
- ・撮影機材は、受託者のものを使用すること。
- ・移動手段、消耗品等の動画制作に関わる費用については受託者の負担とする。

- ・BGM、音声録音、テロップ挿入及び映像を編集して制作する
- ・10分程度の動画を6本程度制作する(制作した動画は市公式YouTube等で公開)

5 成果物

受託者は、次の成果物を発注者へ提出しなければならない。なお、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合には、本市の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、成果物の差し替えを行うこととする。

- (1) 動画の完成までに発注者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- (2) 業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を作成し提出すること。

6 成果物の権利関係

- (1) 本業務の履行における成果物にかかる所有権は、全て本市に帰属するものとし、本市の事業及び本市が認める事業において使用ができるものとする(原則、無期限)。
- (2) 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作物(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引き渡し時に、本市に無償で譲渡する。この場合において、受託者は、当該著作物の譲渡以降、同法第2款に規定する著作者人格権を行使しないものとする。

7 委託の条件

- (1) 受託者は、市との打ち合わせや現地対応が必要な場合に機動的に対応できるよう、熊本県内に営業拠点または事務所を有すること。ただし、拠点を有しない場合であっても、同等の迅速な対応が可能な体制を整えていることを証明できる場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、照明・カメラ等の機材を自社で保有し、必要に応じて撮影環境を提供できる体制を有すること。
- (3) 受託者は、本業務の内容及び範囲について、市と十分に打ち合わせを行い、業務を遂行すること。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の所有権及び著作権等を侵さないこと。また、第三者との間に所有権及び著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託者の

責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (5) 受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。
- (6) 受託者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償する。
- (7) 受託者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。
- (8) 本市は、本業務で納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット等あらゆる媒体で公表、公開、放送等することができるものとする。また、本市及び本市が認める者が使用するために必要な範囲内において、全部又は一部の編集及び改変(トリミング等の加工を含む。)や複製を行うことができるものとする。
- (9) 受託者は本業務を履行する上で、著作権等や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応すること。

8 その他

- (1) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、市と協議の上、定めるものとする。
- (2) 本業務における基本的な仕様は上記のとおりであるが、企画提案書の内容により、受託者との協議の上、一部を変更する場合もある。
- (3) 業務上知り得た一切の事項については、他に漏らさないこと。また、市が提供した資料及び情報等を第三者に提供し、目的外に使用しないこと。
- (4) 法令、規定等を遵守し、遺漏のないようにすること。またデータの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性及び安全性に努めること。